

令和 7 年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託に係る
奈良市プロポーザル審査委員会設置要領

（目的及び設置）

第 1 条 この要領は、奈良市附属機関設置条例（平成 2 7 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 2 7 年奈良市条例第 3 0 号）第 5 条の規定により、「令和 7 年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託」を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正に行う、「奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）公募型プロポーザル募集要項・仕様書の策定に関する事項
- （2）応募事業者から提出された関係書類の審査及びプレゼンテーションの審査における審査基準及び審査方法の策定に関する事項
- （3）応募事業者から提出された関係書類及びプレゼンテーション審査における審査に関する事項
- （4）受託事業者の選定に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、外部委員 2 名以上を含み組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）専門的知識を有する者
- （3）その他市長が適当と認める者

3 委員会に委員長を 1 人置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から事業者を選定する日までとする。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第 6 条 委員会の会議は公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条

例第45号)第29条各号のいずれかに該当する会議については非公開とする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わるできない。

(報告)

第9条 委員会は審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬の額は、1回につき10,000円とする。

(費用弁償)

第12条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)及び職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和27年奈良市規則第12号)に掲げる職員の旅費相当額とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年5月26日から施行し、業務に係る委託契約が締結された日の翌日にその効力を失う。